

不良空家の解体に補助金があります！

受付期間：令和7年5月7日～12月27日まで

ただし、予算に達した時点で受付を終了します。



解体費用がない。



不良空家を対象に、所有者や相続人などが解体する際に、その費用の一部を補助します。
不明な点は下記担当までお問い合わせください。

1. 対象要件

次の1-1.および1-2.全てを満たす場合、補助対象となります。

1-1. 建物に対する要件

- ・建物の主たる用途が、「住宅」であること（倉庫や車庫は×）。
- ・建物の構造が、鉄筋コンクリート造ではないこと。
- ・市職員による不良度調査で、「不良空家」と判定された空き家であること。（要申込）
- ・申請前に解体工事に着手していないこと。
- ・その他（他の公共工事の補償対象になっていないことなど）



1-2. 申請者に対する要件

- ・建物の所有者等であること（所有者が亡くなっている場合には、相続人であること。）
※ 令和7年度から、相続財産清算人又は不在者財産管理人の申請も可能となりました。
- ・申請者の所得証明書記載の合計所得額が381万円未満であること。
- ・市税（国民健康保険税含む。）の滞納がないこと。
- ・延岡市暴力団排除条例に規定する暴力団員もしくは暴力団関係者でないこと。



2. 補助額

上限60万円

ただし、再建築や解体が困難な場所（離島を含む。）にある不良空家は上限100万円

3. 注意事項

- ・補助の申請には必ず、事前相談が必要です。
- ・補助を受けた年度から翌年度末までは、跡地に建築（屋根がかかるものは全て建築）はできません。
- ・空き家の所有者が亡くなっている場合、相続関係を証明する戸籍謄本などの書類が必要です。
- ・空き家の解体後は、固定資産税の特例措置が解除されます。
※一定の条件を満たす場合は、申請により特例措置が継続（最大3年）される場合があります。

4. お問い合わせ先

〒882-8686

宮崎県延岡市東本小路2番地1

延岡市 都市建設部 空家施策推進室（解体補助金担当）

TEL0982 (20) 7170